津波避難マニュアル

（事業者名）

平成　　年　　月　　日制定

１．目的

　このマニュアルは地震発生に伴う津波が発生した場合に備え、人命最優先のための行動指針を定め、もって人命の保護、船舶の安全確保を図ることを目的とする。

２．対応方針

　１）人命保護を最優先とする

　２）船舶の安全を確保する

　３）関係各者と連携をとりつつ全力をあげて取り組む

３．地震・津波被害の想定の把握

　地震発生時に○○市の定める津波等に関する避難指示等の発令基準に沿い、「注意喚起以上」の発令があった場合は、津波被害想定（津波の規模等）の把握を行う。

４．地震・津波に関する情報源の確保

　３．で定める発令があった場合に、従業員は放送（テレビ・ラジオ）・防災無線・関係機関からの津波情報の入手に加えて、潮位計の確認、海象などあらゆる情報の入手とその内容の最新化を図り、旅客への情報提供に努める。

５．情報の共有

　地震・津波に関して津波発生の情報を入手した場合、担当の陸上従業員等は直ちに携帯電話、船舶無線等を用いて所属船舶の動静（船舶の位置、海象、旅客・乗組員の安否を含む）を把握するととともに、所属船舶との間で情報の共有を図る。

　また、各寄港地にある旅客待合所についても、上記に準じて状況を把握するとともに、情報の共有を図る。

　さらに、乗船客、待合客等に対し、館内放送等により次の例により周知を行う。

１）地震発生時

　　緊急情報、ただ今強い地震が発生しました。お客様は身の安全を確保するとともに、今後の係員の指示に従ってください。なお、強い地震の後は余震の恐れがありますので、お客様はむやみに動かず係員の指示に従って冷静に行動するようお願いします。

２）津波発生時

　　ただ今の地震により津波が発生しました。気象庁の情報によれば、津波の到達時刻は○○時△△分頃です。お客様は落ち着いて係員の指示に従い、指定の避難場所へ避難してください。

３）船舶の着岸・高台避難時

　　この船は津波の到達時間から判断し、○○港に着岸します。到達予想時刻は○○時××分です。着岸しましたら係員の指示に従い、直ちに○○避難所へ避難してください。

　　避難所への経路等については、船内の○○場所に掲示してありますので、着岸までの間にご覧くださいますようご協力をお願いいたします。

４）港外避難時

　　船舶は津波到達時刻から判断し、港外に避難するため、○○沖に向かいます。船舶は洋上では安全です。落ち着いて備付けの救命胴衣を着用し、身の安全を確保して係員の指示に従ってください。

６．津波発生時の避難行動

３．で定める発令があった場合で、津波が発生し避難を行う必要があると判断した場合の避難行動は、次によるものとする。

なお、○○港○○避難場所の標準的な避難時間は○○分、○○港○○避難所の標準的な避難時間は○○分であり、この時間が確保できない場合は、安全管理部門が最善策を決定し避難方法を決定する。

陸上避難における避難場所はいかなる場合も、８．に掲げる避難場所へ避難す

る。海上における避難場所は、船長が状況に応じて判断する。

いずれの場合も、船長（船内作業指揮者）と運航管理者（運航指示者）は、相互に携帯電話、船舶無線等を利用して連絡を取り合い、旅客に対しては、船長等の指示により整然と行動をするよう要請する。

　１）着岸中の船舶の避難行動

　　①船舶内に旅客が乗船している場合は、誘導係の指示により、直ちに下船させ、陸上（高台）避難を最優先とする。

　　②津波到達までに旅客の陸上避難が困難と判断される場合は、その旨を乗客に周知して、危険の伴う可能性の少ない港外避難のため緊急離岸する。

　　③前①②の方法が困難な場合は、○○ビルへの避難とする。

　２）旅客待合所の旅客及び陸上職員の避難行動

　　①６．１）①に準じて、陸上（高台）避難を最優先とする。

　　②６．１）②に準じて、旅客待合所の旅客に周知するとともに、着岸している船舶がある場合は、緊急乗船し、危険の伴う可能性の少ない港外避難のため緊急離岸をする。

　　③前①②によることが困難な場合は、○○ビルへの避難とする。

　３）航行中の船舶の避難行動

　　①６．１）①に準じて、予め定めた避難地を有する岸壁に着岸して、誘導係の指示による、陸上（高台）避難を最優先とする。

　　②６．１）②に準じて危険の伴う可能性の少ない港外に避難する。

　４）船長（従業員）は、旅客に対する避難の方法について、船内放送などにより周知のうえ、避難誘導を行う。

　５）施設等（船舶・係留施設など）については、津波到達までに余裕のある場合は、係留の強化など船舶の安全確保を行う。

６）緊急乗船（港外避難）決定の手順

　　①津波到達時刻まで○○分以上の余裕があるかを検討する

②旅客・乗組員・陸上職員の安全を確保できるかを検討する

③地震・津波情報をもとに、経営部門で港外避難を決定する

④船長と運航管理者は、決定された避難について最善の策を定める

⑤各避難方法に応じて、避難を実施する

７）港外避難の場合の旅客と陸上職員の誘導手順

①経営部門の避難指示決定を受け、運航管理者は船長に港外避難を指示する

②船長は現状における海象等を総合的に判断し、離岸準備を各要員に指示する

③誘導係は直ちにタラップを設置し、旅客と陸上従業員を誘導する

④船内へ持出物等を搬入する（③と併行して実施）

⑤誘導係は誘導の終了後、船内の状況、今後の見通し等を旅客に周知して、現況を船長に報告する

⑥船長は全員の安全を確認する

⑦誘導係は全員に救命衣を装着させる

⑧船長の指示のもと出港・港外避難を行う

７．社内の役割分担

　１）経営トップ

　２）安全統括管理者

　３）運航管理者

４）船長

　５）従業員

　　①誘導係

　　②○○係

８．陸上における避難の方法及び場所

陸上避難においては、人命の保護を最優先とし、直ちに徒歩（身体に障害がある者などの場合はこの限りでない）により次の避難場所へ避難する。

この場合、旅客及び従業員に対しては、誘導係の指示に従い、整然と避難行動を行うよう要請する。

１）○○港においては、○○市の避難経路（別紙ハザードマップ１）に応じて、○○避難所に避難する。（標準的な避難時間：○○分）

２）○○港においては、○○市の避難経路（別紙ハザードマップ２）に応じて、○○避難所に避難する。

３）高台避難が不可能と判断される場合は、○○避難ビルへ避難する。

　（標準的な避難時間：○○分）

９．避難場所の掲示

　避難場所及び避難経路は、旅客ターミナル、各寄港地の待合所及び船舶に掲示する。

10．避難指示等の手順

　各港の旅客ターミナル・待合所では、陸上職員が待合旅客に対して放送（拡声器など）により、避難所への避難を指示する。

　伝達後、旅客の避難を確認し、自らも直ちに避難を行う。

　船内においては、船長が船内放送等により、旅客及び従業員に対しどのように避難を行うか指示する。

　旅客と従業員は指示に従い、整然と避難行動を行う。

11．避難訓練の実施

　年に１回以上、津波の発生を想定した避難訓練を実施する。

　訓練後はその内容を検討し、必要に応じて、マニュアルを見直す。

12．食料の確保

　船舶及び旅客ターミナル等各寄港地の待合所・事務室においては、水及び食料を備置するよう努める。

13.雑則

１）安全管理規程第３条に基づき定めた地震防災対策基準は、「船内待機」や

　　陸上職員等の「緊急乗船」の措置等について、必ずしも明確になっていな部分もあることから、その明確化を図るため、このマニュアルを別に定め、これによることにしたものである。

２）船舶における具体的な避難行動等に関する措置は、このマニュアルによる他、別に定めることができる。

附則

1. このマニュアルは、平成○○年○○月○○日より実施する。

２．一部改正（平成○○年○○月○○日）